

FCSeriesSupportPack
ご利用の手引き

NECフィールドディング株式会社

はじめにお読みください

このたびは、NEC製ファクトリコンピュータ[FC98-NX シリーズ、ShieldPRO シリーズ、パネルコンピュータシリーズ](以下「NEC 製 FC」といいます。)のハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「FCSeriesSupportPack」(以下「本パック」といいます。)をお買い上げいただきありがとうございます。

本パックに基づくサービス(以下「本サービス」といいます。)をお受けいただくため、本パックの開封後、すぐに次のことを行っていただきますようお願いいたします。

1. 本パックの内容物をご確認ください。

本パックの内容物は次のとおりです。内容物がすべて揃っているか、ご確認ください。万一不足がある場合は、速やかにご購入元までご連絡ください。

- ① FCSeriesSupportPack ご利用の手引き(本書)
- ② FCSeriesSupportPack お客さま登録カード(お客さま情報とご利用の機器を当社に登録するカード)
- ③ 返信用封筒(お客さま登録カードを返送するための封筒)

2. 本書の内容にご同意いただけることをご確認ください。

本書の内容にご同意いただけない場合は、お買い上げから14日以内に本パックをご購入元にご返却ください。領収書その他の購入を証するものと引き換えに本パックの購入代金をお返しいたします。

3. サービス対象機器・期間をご確認ください。

本サービスの対象機器と本パックの型番が一致しているかどうか、サービス期間が正しいかどうかをあらかじめご確認ください。お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合でも、**お支払済みの代金は返金いたしません**のでご注意ください。本サービスの実施期間は、後記「FCSeriesSupportPack サービス内容と条件」の「3. 本サービスの提供期間」に記載のとおりです。

※本サービスの実施期間には、対象機器のメーカー保証期間を含みます。

※1 対象機器を構成する部品(HDD、SSD 等)に個人番号(マイナンバー)情報が含まれている場合、当該部品に対する本サービスの提供は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」といいます。)」上の「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託」に該当するため、本サービスの対象外となります。お客さまが当該部品に係る本サービスの提供を希望する場合、お客さまは当該部品を買い取っていただくものとします。買い取っていただいた当該部品の処理(廃棄等)についてはお客さまにて行うものとします。

※2 「FCSeriesSupportPack ディスク返却不要サービス付き」を購入されている場合は、後記「FCSeriesSupportPack サービス内容と条件」の第3章「11. 交換部品の所有権」の定めに従うものとします。

4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。

本サービスをお受けいただくには、事前にお客さま情報の登録が必要です。

同梱の「FCSeriesSupportPack お客さま登録カード」(以下「お客さま登録カード」といいます。)に必要事項をご記入のうえ、本サービスの対象機器の保証書コピーとともに、**本パックのご購入日から 30 日以内に、当社営業担当に直接お渡しいただくか、同梱の返信用封筒で本書末尾に記載のサポートパック登録受付センター宛にご返送ください。**お客さま登録カードに基づく登録が、お客さまが本サービスを受ける条件になります。万一上記の期間内にご返送いただけなかった場合、お客さまは本サービスを受けられないことがあります。

(ご注意)

※1 保証書には、ご購入日が記載されていることをご確認ください。保証書にご購入日の記載がない場合は、ご購入日が確認できるもの(対象機器の領収書等)の写しを同封してください。それらの書類が同封されていない場合は、当該対象機器本体のNECにおける出荷月末日をご購入日とみなしますので、ご注意ください。

※2 10年間パック(FC98-NX シリーズのみ)をご購入いただいた場合は、対象機器本体の購入日から1年以内(無償保証期間終了前)に、お客さま登録カードのご記入とご返送いただく必要があります。1年を経過した場合には、本サービスを受けられませんので、ご注意ください。なお、この場合にも本パックの購入代金の返金はいりません。

5. 消費税率変更時の税差額の負担について

消費税等相当額については、対象機器のご購入日時点の消費税率で申し受けます。消費税率の変更(増加)があった場合、当社は当該変更後の保守契約期間に係る税差額を別途申し受けますので、本パックのご購入元の指定する方法によりお支払いください。

サービスのご利用にあたって

1. 保守管理ラベル貼付けのお願い

お客さま登録カードの内容の登録完了後、当社から「保守管理ラベル貼付けのお願い」を送付します。「保守管理ラベル貼付けのお願い」に同封の「保守管理ラベル」は、本サービスの対象機器であることを証明するものです。対象機器のよく見える場所に貼り付けて、はがれないようご注意ください。対象機器に保守管理ラベルの貼り付けがない場合、お客さまは本サービスを受けられないことがあります。

2. 登録後のオプション機器増設(サポート対象機器の追加)について

登録後にサポート対象オプション機器を増設された場合や、オプション機器に増設機器を追加された場合は、必ず当社にご連絡ください。当該機器について本サービスを受けるためには、機器追加の手続が必要です。当該機器に係る追加手続が完了した場合、当該機器に係る本サービスの内容および契約条件は、本パックの契約条件によるものとします。当該機器に関する本サービスの提供期間は機器追加前の本サービスの提供期間と同一とし、当該機器に関し、あらたな本サービスの提供期間が設定されるわけではありません。

FCSeriesSupportPack サービス内容と条件

目次

第1章 対象機器	- 1 -
1. 対象機器	- 1 -
第2章 登録	- 1 -
1. 登録申請	- 1 -
2. 保守管理ラベル	- 1 -
第3章 本サービスの内容および契約条件	- 2 -
1. 本サービスの内容	- 2 -
2. 除外作業	- 3 -
3. 本サービスの提供期間	- 4 -
4. 本サービスの提供時間帯	- 4 -
5. お客様の負担する費用	- 5 -
6. お客様と対象機器の所有者が異なる場合の取扱い	- 5 -
7. 再委託	- 5 -
8. お客様の協力義務	- 5 -
9. 責任の制限	- 6 -
10. 老朽化装置の取扱い等	- 6 -
11. 交換部品の所有権	- 6 -
12. 知的財産権	- 6 -
13. 設置場所の変更	- 6 -
14. 秘密保持	- 7 -
15. マイナンバーの取り扱い	- 7 -
16. 権利義務の譲渡禁止	- 7 -
17. 本サービスのご利用中止	- 7 -
18. 本サービスの提供中止	- 8 -
19. 反社会的勢力の排除	- 8 -
20. 損害賠償	- 8 -
21. 合意管轄	- 9 -
22. 存続条項	- 9 -
23. 協議	- 9 -

第1章 対象機器

1. 対象機器

本サービスの対象機器は、第2章に記載された登録手続きに基づき当社に登録され、かつ日本国内に設置された NEC 製 FC 本体および本体に内蔵される NEC 製 FC 用純正オプション機器(以下「対象機器」といいます。)です。ただし、次のオプション製品は対象となりません。

- ・LCD コンソールドロア
 - ・液晶ディスプレイ
 - ・バッテリーやフィルタなどの消耗品
 - ・マニュアル
 - ・保守受付期限を延長するオプション製品
- ※上記対象外オプションは今後変更されることがあります。

※ 対象機器を構成する部品(HDD、SSD 等)に個人番号(マイナンバー)情報が含まれている場合、当該部品に対する本サービスの提供はマイナンバー法上の「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託」に該当するため、本サービスの対象外となります。お客さまが当該部品に係る本サービスの提供を希望する場合、お客さまは当該部品を買い取っていただくものとします。買い取っていただいた当該部品の処理(廃棄等)についてはお客さまにて行うものとします。

※ 「FCSeriesSupportPack ディスク返却不要サービス付き」を購入されている場合は、第3章「11. 交換部品の所有権」の定めに従うものとします。

第2章 登録

1. 登録申請

- (1) 本サービスをご利用いただくには、「はじめにお読みください」の「4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。」に従い、お客さま登録カードによる情報登録(以下「登録申請」といいます。)が必要です。当社は、お客さまの登録申請を承諾する場合は、お客さま情報の登録を行ったうえで、お客さまに「保守管理ラベル貼付けのお願い」を送付します。「保守管理ラベル貼付けのお願い」の送付をもって、当社が本サービスを実施することを承諾した証とします。
- (2) 当社は、万一お客さまの登録申請を承諾できない場合は、お客さま登録カードの受領日から30日以内に、当社が定める方法によりその旨をお客さまに通知します。この場合、お客さまが本パックに領収書その他の本パックの購入を証するものを添付してご購入元にご返却くだされば、本パックの購入代金をお返しいたします。

2. 保守管理ラベル

「保守管理ラベル」とは、対象機器の管理番号および本サービス依頼時の対象機器を記載したラベルです。このラベルは、貼り付けられた機器が本サービスの対象であることを証明するものですので、対象機器のよく見える場所に貼り付けて、はがれないようご注意ください。対象機器に保守管理ラベルの添付がない場合、および登録内容が実際の状況と相違ある場合にはお客さまは本サービスを受けられない場合がございます。

第3章 本サービスの内容および契約条件

1. 本サービスの内容

(1) 本サービスの内容は、お客さま登録カードの記載に従い、次のとおりとします。

①出張修理サービス

- ・ 障害原因切分けおよび特定

対象機器に不時の障害(対象機器の正常な使用ができない状態をいいます。以下同じとします。)が発生した旨のお客さまからのご連絡を受けた場合、その障害発生箇所を切り分け、原因と考えられるハードウェアを特定します。ご連絡の際は、「保守管理ラベル」に記載された機器管理番号が必要です。なお、いかなる場合においてもソフトウェアの障害については、本サービスの範囲外とします。

※当社は、お客さまに対し事前通知のうえ、問合せ窓口の連絡先を変更する場合があります。

- ・ 障害復旧および報告

障害の原因が対象機器にあると判断した場合は、対象機器の設置場所に技術員を派遣し、必要な修理を行います。ただし、障害の内容により、対象機器を持ち帰ったうえで調査および修理を実施する場合があります。なお、修理に伴いハードディスクを交換する場合は、データ書込みのないブランクディスクと交換し、お客さまに対象機器を引き渡すことに限られ、ハードディスクの内容を工場出荷時状態まで復旧する作業は実施いたしません。また、修理に使用する部品は故障品と機能、性能が同等のもの(再用品を含みます。)とし、当該部品代は、本パックの購入代金に含まれています。

②維持保守サービス

「①出張修理サービス」に加え、以下のサービスを提供します。

- ・ 定期点検

対象機器につきまして、1回/年の定期点検を実施します。点検の結果、障害の原因となり得る要因が発見された場合は、障害発生の有無にかかわらず事前に改修を実施します。なお、点検の実施にあたっては、事前にお客さまにご連絡のうえ、日時について調整させていただきます。

③送付修理サービス

対象機器に不時の故障が発生した場合、お客さまの費用と責任で対象機器を梱包のうえお客さま登録カード「送付修理依頼書」記載の場所(以下「送付修理受付拠点」といいます。)に送付された対象機器について、送付修理受付拠点に到着後原則10営業日以内に、障害箇所を特定し、障害復旧修理を実施したうえで当社指定の配送業者(以下「配送業者」といいます。)により返送します。返送にあたっては、原則としてお客さまが対象機器を送付した際の梱包材を使用しますが、対象機器の破損を防ぐため、お客さまが使用された梱包材の状態によってはお客さまと相談の上、別途梱包材を当社で用意する場合があります。

なお、修理に伴いハードディスクを交換する場合は、データ書込みのないブランクディスクと交換し、お客さまに対象機器を引き渡すことに限られ、ハードディスクの内容を工場出荷時状態まで復旧する作業は実施いたしません。また、修理に使用する部品は故障品と機能、性能が同等のもの(再用品を含みます。)とし、当該部品代は、本パックの購入代金に含まれています。

また、当社は、送付修理サービスに基づく修理が完了した対象機器を、対象機器が梱包された状態でお客さまに引き渡すものとします。

(2) 本サービスの提供にあたり使用される言語は、お客さまおよび当社ともに日本語とします。

(3) 本サービスの一部または全部につき、対象機器の製造元の都合により事前の通知なく変更される場合があります。

2. 除外作業

次の各号に定める作業は、本サービスに含まれないものとします。ただし、当社は、その必要が認められる場合は、お客さまと別途協議のうえ実施時期、対価の額その他の必要事項を決定し、当該作業を行います。また、(10)～(14)に定める作業については、その実施が可能な場合は、別表に定める料金表によりこれを行います。

- (1) 対象機器の移転および撤去に関する作業ならびにそれらへの立会い
- (2) お客さまの要求による装置の改造
- (3) ソフトウェア(BIOS、ドライバー、修正モジュール等を含みます。)のインストール作業
- (4) 修理によるパーツ交換に伴うOS やアプリケーションのアクティベーション(認証)に関する作業
- (5) お客さまが設定したパスワードの解除
- (6) 本体カバーその他の鍵の紛失に伴う開錠および部品交換
- (7) 対象機器の日常の清掃、点検および運転(維持保守サービスで対応する年1回の定期点検を除く)
- (8) 対象機器のデータの保護
- (9) 無停電電源装置等のバッテリー、記録媒体、1次電池、その他の消耗品の供給
- (10) 部品が自然消耗、磨耗、劣化し、または使用頻度、経過時間、使用環境等に関するNEC所定の基準を超えた場合における修理
- (11) 天災、地変その他当社の責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障の修理
- (12) 「8. お客さまの協力義務」(1)⑧に定める設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理
- (13) 当社の指定品以外の消耗品および記録媒体の使用または消耗品および記録媒体の保管不備により生じた故障の修理
- (14) お客さままたは第三者による輸送、移動時の落下、衝撃等、対象機器の不適切な使用または取扱いにより生じた故障の修理
- (15) ソフトウェアに起因する事故の調査および故障の修理
- (16) 当社または当社が承諾した以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する事故の調査および故障の修理
- (17) 対象機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
- (18) 対象機器外部の電気作業および装置に関する回線接続のための立会い
- (19) 障害復旧修理の実施後における、対象機器を含むシステムの稼働状況の確認
- (20) 対象機器内のデータの保護、バックアップおよび削除
- (21) 対象機器の代替機の貸し出し
- (22) 当社の供給によらないオプション機器、補助部品、付属品等の修理
- (23) 対象機器に関する教育の実施
- (24) お客様が対象機器に対し行った個別設定の復旧作業、お客様が開発したアプリケーションの復旧作業およびお客様データの復旧作業
- (25) 機器の故障原因の報告
- (26) 予備品の調達、保管
- (27) ソフトウェアのバージョン変更、設定作業
- (28) 送付修理サービスに係る対象機器引き渡し完了後の対象機器の接続(電源・ネットワーク等)、動作確認、設定その他の作業
- (29) 前各号に定めるほか、本章1. に含まれない作業

3. 本サービスの提供期間

- (1) 本サービスの提供期間は、お客さまのご登録申請日にかかわらず、対象機器のご購入日から、本パックに定められた年数(お客さま登録カードの上部(商品名)に記載の年数)とします。ただし、本サービスの最長提供期間は、FC98-NX シリーズは対象機器のご購入日から7年間(※1)、ShieldPRO シリーズとパネルコンピュータシリーズは対象機器のご購入日から5年間を超えないものとし、当該期間の満了をもって、本サービスの提供は終了するものとします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、対象機器のうち、FC98-NX シリーズ(※2)は対象機器の製造打切後 7 年、ShieldPRO シリーズとパネルコンピュータシリーズは対象機器の製造打切後 5 年(以下、それぞれ「保守終了時期」といいます。)を経過した場合、当社は、本サービスの提供を打ち切るものとします。この場合でも、お支払い済みの代金は返金いたしません。

※1 上記にかかわらず、「はじめにお読みください」の「4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。」の(ご注意)※2記載の条件を満たした場合は、本サービスの最長提供期間は対象機器のご購入日から10年間となります。

※2 お客さまの選択によって保守終了時期が決定するフレームモデルを採用している対象機器については、本サービスの提供期間は、お客さまが当該フレームモデルで選択した保守終了時期までとなります。

4. 本サービスの提供時間帯

4.1 出張修理サービスと維持保守サービス

- (1) 対象機器に障害が発生した旨のご連絡の受付時間帯は、24 時間 365 日です。
- (2) 上記(1)で受け付けたご連絡に基づき当社が出張修理サービスまたは維持保守サービスを実施する曜日および時間帯(以下「保守作業時間帯」といいます。)は、お客さま登録カードの「対応時間」に記載されたとおりとします。
- (3) 当社は、出張修理サービスまたは維持保守サービスのうち「1. 本サービスの内容」(2)の技術員の派遣については、保守作業時間帯に「1. 本サービスの内容」(1)のご連絡を受付けた場合は、ご連絡から原則として 2 時間以内に行きます。ただし、次の各号の一に該当する場合は、翌日以降の対応となる場合があります。
 - ① 現地到着まで、または現地到着後作業完了までの間に保守作業時間帯外となることが見込まれる場合
 - ② 現地到着までに交通事故、渋滞が発生した場合
 - ③ 悪天候、天災などが発生した場合
 - ④ 修理用部品の一時的な在庫切れによる場合
- (4) 上記(2)にかかわらず、当社は、対象機器の故障の重要度、緊急度が大きいと判断した場合は、お客さまの承諾を得たうえで、保守作業時間帯外であっても出張修理サービスまたは維持保守サービスを実施するものとします。この場合、お客さまは、別表に定める料金表に基づきその料金を当社に支払うものとします。ただし、当社が下記「7. 再委託」に基づき出張修理サービスまたは維持保守サービスの実施を第三者に再委託している場合は、当該作業の要否は当該第三者(以下「再委託先」といいます。)の判断によるものとし、また、お客さまは、当該作業の料金を再委託先に支払うものとします。

4.2 送付修理サービス

送付修理サービスを実施する時間帯は、お客さま登録カードの「対応時間」記載された曜日および時間帯とします。

5. お客さまの負担する費用

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客さまの負担とします。

- ① 電力料および水道料
- ② 通信費(当社からお客さまへの通信に要する費用を除きます。)
- ③ 記録媒体(お客さまのシステムにてエラー等を記録する媒体)その他の消耗品にかかる費用
- ④ 本サービスを行うため技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合は、その交通費、宿泊費および日当
- ⑤ 送付修理サービスに係る対象機器の梱包費および送付修理受付拠点への運送費
- ⑥ 送付修理サービスについて、お客さまの機器設置場所が離島の場合における送付修理受付拠点からの対象機器の返送費

6. お客さまと対象機器の所有者が異なる場合の取扱い

- (1) お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、お客さまが自己の費用と責任において本書の内容につき対象機器の所有者の承認を得ると共に当社が本サービスを行うために必要な措置を取るものとします。
- (2) お客さまが上記(1)の対応を行わなかった場合、当社は本サービスの実施義務を免れるとともに、これにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。

7. 再委託

当社は、自己の費用と責任において、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

8. お客さまの協力義務

- (1) お客さまは、本サービスの提供を受けるにあたり、次の各号に定める事項を、自己の費用と責任で実施し、または承諾するものとします。
 - ① 技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めること
 - ② 本サービスのために必要な範囲で対象機器の稼働を停止すること
 - ③ 本サービスに必要な資料、情報、作業場所、消耗品および対象機器の障害復旧作業に必要な設備(ディスプレイ装置、クライアントPC、コンソール、キーボード、マウス等)を技術員が操作可能な場所に準備し、提供すること
 - ④ 本サービスに必要な計測機器等を対象機器の設置場所に設置または取り外すことを認めること
 - ⑤ 本サービスのために対象機器に同梱されていたソフトウェアの記憶媒体を必要とする場合は、当該媒体を当社に提供すること
 - ⑥ 対象機器の故障もしくは不適切な使用または本サービスの実施に伴う対象機器の停止／再起動等によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅に備え、自己の費用と責任で適切な措置を講じておくものとし、かかる措置を怠った場合、当社は一切責任を負わないこと
 - ⑦ 本サービスを実施する目的でお客さまのシステムおよびネットワークの診断プログラムを常駐させることを許諾すること、および本サービスが終了した場合は当社が当該診断プログラムを削除することができること
 - ⑧ 対象機器本体に添付のマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」に対象機器を設置し、常にその環境を整備、維持すること
 - ⑨ 対象機器を正しく運用するために、対象機器に関する操作マニュアル等で指定された日常保守・操作手順等を遵守すること
 - ⑩ 本サービスの提供を受けるのに必要な保守管理ラベル等の情報を管理すること
 - ⑪ 故障部品に設定されている機密情報および個人情報に関する設定情報およびデータをお客さまの責任にて消去した上で当社に引き渡すこと。当社は、故障部品に残された各種情報の削除等につき、一切の責任を負わないこと
 - ⑫ 障害復旧までの間、当社が必要と判断した場合、お客さまは一時的な手順または対策を用いること

- (2) お客様は、上記(1)③の資料および情報について、本サービスに必要な範囲で複製することおよび再委託先に開示することをあらかじめ承諾するものとします。
- (3) お客様は、上記(1)⑦の診断プログラムに関し、いかなる権利を持つものでないことに同意するものとします。

9. 責任の制限

- (1) 当社は、対象機器の障害に伴い発生した、お客様の損害については、何ら責任を負わないものとします。
- (2) 当社は、当社により提供される本サービスの内容に瑕疵(本サービスの実施後、3ヶ月以内に同一原因による同一障害が再発した場合はいいます)があった場合は、その瑕疵の治癒のために必要な作業を繰り返し実施するものとします。
- (3) 上記(2)に基づく作業の繰り返しの実施が、本サービスの実施の瑕疵に関して当社がお客様に負う責任のすべてとします。
- (4) 送付修理サービスについては、送付修理受付拠点に対象機器が届いたときから、当社が送付修理サービスを行った対象機器(以下「修理完了機器」といいます。)を配送業者に引渡した時点までとし、輸送中に発生した対象機器および修理完了機器の破損、故障、紛失また対象機器および修理完了機器に含まれる情報の滅失、毀損その他一切の事故に関しては、当社は一切責任を負わないものとします。
- (5) 本サービスの結果として、データ、ソフトウェアの再導入、再構築が必要となった場合、当社はその責任を負わないものとします。
- (6) 本サービスに関して生じたお客様の損害のうち、間接的損害、逸失利益、派生的損害、第三者からお客様になされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破損、変更、もしくは消滅、またはお客様のコンピュータもしくはネットワーク・システムが利用できなくなったことについて、当社は責任を負わないものとします。

10. 老朽化装置の取扱い等

対象機器が老朽化し、正常な運転の維持が本サービスの提供によっても不可能であると当社が判断した場合は、お客様と当社の間で別途協議のうえ当該対象機器の以後の取扱いを決定するものとします。

11. 交換部品の所有権

本サービスの履行に伴って交換された故障部品(老朽部品を含みます。)の所有権は、すべて当社に帰属するものとします。

ただし、「FCSeriesSupportPack ディスク返却不要サービス付き」をご購入いただいた場合、交換されたディスクの所有権はお客様に帰属するものとし、障害復旧作業終了後におけるディスクの処理(廃棄等)についてはお客様が行うものとします。

12. 知的財産権

本サービスの提供に伴い当社が提供するドキュメント類、プログラム等(以下「著作物等」といいます。)に係る著作権その他の知的財産権は当社に帰属するものとし、お客様は、著作物等を、本サービスの提供を受ける目的の範囲内においてのみ使用できるものとします。

13. 設置場所の変更

お客様は、対象機器の設置場所を変更する場合は、変更日の14日前までに、変更後の設置場所と変更日を、本書末尾に記載のサポートパック登録受付センターに書面により通知するものとします。ただし、対象機器の設置場所は、日本国内に限られるものとします。

14. 秘密保持

- (1) お客様および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、書面または電子データにより秘密である旨を指定されたもの(以下「秘密情報」といいます。)、受領後3年間、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、また、本書に基づく義務の履行以外の目的に使用しないものとします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - ① 一般に入手できる情報
 - ② 知得時に既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - ④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
- (3) 当社は、お客様登録カードに記載された個人情報(個人情報保護法に定める個人情報をいいます。)を、本サービスの提供およびその品質向上以外の目的のために使用しないものとします。
- (4) 当社は、本サービスに必要な範囲に限り、お客様の秘密情報を再委託先に開示することができるものとします。この場合、本項に定める当社の義務と同等の義務を当該再委託先に課すものとします。
- (5) 第1項の規定にかかわらず、お客様および当社は、政府機関、裁判所等(以下公的機関等といいますが)から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、①相手方に対し法律上認められる範囲内で当該開示要求の事実を事前に通知することにより秘密情報の開示差止命令または公開防止に必要な手続きをとる機会を与え、かつ、②当該公的機関等に対し秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請したうえで、当該公的機関等に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。

15. マイナンバーの取り扱い

- (1) 当社は、本サービスに関して個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)」第2条第5項に定めるものをいいます。)をその内容に含む電子データ(対象製品に保存されているものを含みます。))および印刷物等(以下「電子データ等」と総称します。)を取り扱わず、お客様から受領したメモリダンプ内の個人番号をその内容に含む電子データを再現しないものとします。
- (2) お客様は、対象製品または対象製品に内蔵される記憶装置等(記録媒体を含みます。)に個人番号をその内容に含む電子データが保存される可能性がある場合、個人番号の収集および取り扱いを防止するための措置として、当該対象製品および当該記憶装置等に対するログイン認証および電子データの暗号化等のアクセス制御を行うものとします。なお、当該アクセス制御が行われていないことが判明した場合、当社は、当該アクセス制御の実施またはその他の必要な措置が講じられるまで、合理的な範囲内で本サービスの一部または全部の提供を中断できるものとします。
- (3) お客様は、本サービスに関して当社に対し個人番号をその内容に含む電子データ等を提出する場合、事前に当社に対してその旨を通知するものとします。当社は、当該事前通知なく受領した電子データ等につき個人番号をその内容に含まないものとして取り扱うものとします。なお、当該事前通知なしに受領した電子データ等に個人番号が含まれていることが判明した場合、直ちに当該電子データ等の取り扱いを中止し、これをお客様に返却または破棄することができるものとします。
- (4) 当社は、本サービスに関して当社がお客様から受領した対象製品もしくは記憶装置等または電子データに個人番号が含まれている場合、当該個人番号につき何らの責任を負わないものとします。

16. 権利義務の譲渡禁止

お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本パックに基づく自己の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとします。

17. 本サービスのご利用中止

お客様が本サービスのご利用を途中で中止した場合、および当社が「18. 本サービスの提供中止」の規定により本サービスの全部または一部の提供を中止した場合でも、お支払済みの代金は、減額、返金いたしません。

18. 本サービスの提供中止

- (1) 当社は、お客さま(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者を含みます。)が本書に定める義務を履行せず、相当の期間を定めて催告をなした後も、なおその期間内にこれを履行しない場合は、本サービスの全部もしくは一部の提供を中止することができるものとします。
- (2) 当社は、お客さま(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
 - ① 「19. 反社会的勢力の排除」の規定に違反したとき
 - ② 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
 - ③ 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
 - ④ 営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - ⑤ その他財産状態が悪化したとき、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (3) お客さまは、自己が前項各号の一に該当する場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、当社の債務が履行されたか否かにかかわらず、直ちにこれを弁済するものとします。

19. 反社会的勢力の排除

- (1) 当社は、お客さま(その役員および従業員を含みます。また、お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。また、「14. 秘密保持」の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称します。)であったこと
 - ② 反社会的勢力を利用したこと
 - ③ 反社会的勢力に資金提供その他の便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力したまたは関与したこと
 - ④ 反社会的勢力が経営を支配していると認められること(実質的に経営に関与していると認められる場合を含みます。)
 - ⑤ 前各号のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ⑥ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること
 - ⑦ 自らまたは第三者を利用して、当社に対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
- (2) お客さまは、自己またはその役員もしくは従業員(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。)が上記(1)のいずれかに該当し、または該当する可能性があることが判明した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) 当社は、上記(1)に基づき本サービスの提供を中止した場合は、これにより被った損害の賠償をお客さまに請求することができるものとし、また、これによりお客さまに生じた損害については、一切その賠償の責任を負わないものとします。
- (4) 当社は、お客さまが「19. 反社会的勢力の排除」(1)各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査を行うことができるものとし、お客さまは、当該調査に協力するものとします。

20. 損害賠償

- (1) お客さまおよび当社は、本書に定める義務に自己の責めに帰すべき事由に起因して違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、その損害額等についての協議のうえ、本サービスの提供の中止の有無および請求原因の如何を問わず、本サポートパックの代金として当社がお客さまから受領した総額を損害賠償累積額の限度として、賠償義務を負うものとします。

- (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまおよび当社は、請求原因の如何を問わず、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見または予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、拡大損害および逸失利益(予想されるコスト削減分を含みます)については、賠償義務を負わないものとします。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が本書に違反した場合であっても、自己が被る損害または損失を最小限にとどめる義務を負うものとします。
- (4) お客さままたは当社による本条の損害賠償の請求は、請求原因の如何を問わず、本サービスに基づく履行義務違反を知り得た時から1年以内に限り行うことができるものとします。

21. 合意管轄

本サービスに関するお客さまと当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

22. 存続条項

本サービスの提供期間の満了、「18. 本サービスの提供中止」に基づく本サービスの提供中止その他理由の如何にかかわらず本サービスが終了した場合であっても、次の規定は、対象事項がある限りなお有効に存続するものとします。

- ① 「9. 責任の制限」
- ② 「14. 秘密保持」
- ③ 「16. 権利義務の譲渡禁止」
- ④ 「17. 本サービスのご利用中止」
- ⑤ 「19. 反社会的勢力の排除」
- ⑥ 「20. 損害賠償」
- ⑦ 「21. 合意管轄」
- ⑧ 「22. 存続条項」

23. 協議

本書に定めのない事項、本書記載の条項中疑義の生じた事項および本書の変更については、お客さまおよび当社で別途協議のうえこれを決定します。

以上

別表**保守作業時間帯外の作業および除外作業に関する料金表**

作業費 ＜税別＞	作業時間帯	基本料金 ＜税別＞	加算料金 ＜税別＞
	8:30～17:30	10,000 円	2,500 円
	17:30～21:00	12,000 円	3,000 円
	21:00～翌 8:30	14,000 円	3,500 円
日当・宿泊費	当社の規定による		
交通費	実費相当額		
部品代	実費(ただし、保守作業時間帯外の作業の場合は除きます)		

- (1) 上記の料金は、当社の技術員が1名で対応した場合の料金です。
- (2) 上記の基本料金は出勤から1時間までの料金、加算料金は1時間以上の場合15分毎に加算する料金とし、全曜日とも共通の料金とします。作業の継続により次の作業時間帯に入った場合は、次の作業時間帯の加算料金を適用するものとします。
- (3) 上記料金算定の時間は、当社または再委託先の技術員が保守センターから出勤し作業が完了するまでの時間とします。
- (4) 当社が2名以上の技術員による対応が必要であると判断した場合は、当社は当該サービス料金を別途見積り、お客さまの承認を得るものとします。

ご連絡先等**1. お客さま登録カードの返送先**

〒108-0073

東京都港区三田 1-4-28(三田国際ビル)

サポートパック登録受付センター

電話 03-3452-7429

2. 本サービス全般に関するお問合せ

NECフィールディング株式会社

電話 03-3452-7429

受付 平日 9:00～17:00(国民の祝日に関する法律に定める休日および当社所定の休業日を除きます。)

※ 対象機器の障害のご連絡は、別途当社がお知らせする連絡先をお願いします。

【NEC フィールディング返送片】

※2枚目は『お客さま控え』ですので返送せず、お手元で保管してください。

FCSeriesSupportPack お客さま登録カード

NECフィールディング

(商品名) FCSeriesSupportPack デスクトップ/省スペース用 出張修理 7年間パック	(型番) FC612-NX07-F	(対応時間) 月～土 8:30～21:00	FCSeriesSupportPack の 製品シリアル No F7C0Fxxxxxxx
--	----------------------	-----------------------------	--

ALIMASNo:P99004W39

「FCSeriesSupportPack ご利用の手引き」に記載の内容に同意し、下記の通り登録を申請いたします。

(お客さま情報) ※太枠内をご記入ください。		ご記入日	20	年	月	日
「登録内容」	登録者 (注1) (サポートパックの所有者など登録完了のお知らせ送付先)	サービスを受ける機器の設置場所 (カスタマエンジニアが伺う場所)				
	(ふりがな) 法人・団体名	同左				
	ご住所	同左				
	ご所属	同左				
	(ふりがな) お名前					
	TEL					
	E-mail アドレス					

(注1)「保守管理ラベル貼付けのお願い」をお送りします。

(対象機器の内容)

— 本体 — ※保証書のコピーを添付してください。

ご購入日	20 16 年 12 月 23 日
型名(型番)	FC-S35W/S74R52
製造番号	Sxxxxxxxx

— オプション機器 — (記入欄が足りない場合は別紙を添付してください)

型名(型番)	数	型名(型番)	数
FC-KB001R	1	FC-UG-M034	1
FC-HD500KS/A	1	FC-UG-X018	1
FC-		FC-	
FC-		FC-	

(本紙にご記入頂きました内容についてのお問合せ先)※NEC フィールディングからの問い合わせ先 登録者と同一の場合は記入不要です。

お名前	TEL
法人・団体名	

(SupportPack の保守契約継続【延長】の場合)

延長用パックの場合にご記入ください。

組み合わせるサポートパックの製品 シリアル No もしくは機器管理番号
--

登録申請についての問い合わせ先: NEC フィールディング(株) 電話 03-3452-7429

NECフィールディングは、お客さまが本サービスに関連してNECフィールディングに届け出た情報のうち、
個人情報が含まれる場合には、本サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。
但し、法令により開示が求められた場合およびお客さまの同意が得られた場合を除きます。

(バーコードラベル貼付位置)

※下記欄は記入不要

受注確認	年 月 日	EDP 登録	登録完了 返却日	メモ
拠点責任者	印			

お客さま → 受付センター → 受付拠点
お客さま → 受付拠点